

## 第49号議案

### 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

笠松町水道事業給水条例（平成17年笠松町条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月6日提出

笠松町長 古田 聖人

### 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例

笠松町水道事業給水条例（平成17年笠松町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「保管させ、使用料を徴収する」を「保管させる」に改め、同条第4項を削る。

第23条を次のように改める。

（料金）

第23条 料金は、次の表に掲げる基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。）を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

口径	基本料金（1期につき） 20立方メートルまで	超過料金 20立方メートルを超える分1立方メートルにつき	メーター使用料 （1期につき）
13ミリメートル	1,400円	100円	100円

20及び25ミリメートル		200円
30及び40ミリメートル		400円
50ミリメートル		2,000円
75ミリメートル		3,000円
100ミリメートル		4,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笠松町水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の水道の使用に係る料金について適用する。ただし、施行日前から継続して供給している水道の使用であって、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金については、なお従前の例による。